



納税通知書を発送します

税務課資産税係 ☎0824-73-1144
税務課市民税係 ☎0824-73-1146

令和4年度の納税通知書は、次のスケジュールで発送します。行政文書で各戸配布する市税等納期一覧表と合わせてご確認ください。

令和4年度 市民税等納税通知書発送スケジュール

税目	発送予定日	課税基準日
軽自動車税種別割	5月10日(火)	4月1日
固定資産税	5月10日(火)	1月1日
市県民税(普通徴収)	6月10日(金)	1月1日
介護保険料(普通徴収)	6月15日(水)	4月1日
国民健康保険税(普通徴収)	7月15日(金)	4月1日
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	7月15日(金)	4月1日

※普通徴収…市からの納税通知に基づき、納付書や口座振替で納付すること

よくある質問

Q 世帯主は国民健康保険に加入していないのに、なぜ世帯主宛に通知書が届くのですか。

A 国民健康保険では、世帯主が納税義務者になります。

国民健康保険税は、世帯単位で課税されるため、世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯主宛に通知書を送付します。

Q 令和3年中に土地を売却しましたが、所有権移転登記は令和4年1月になりました。

令和4年度の固定資産税は、誰に課税されますか。

A 旧所有者に課税されます。固定資産税は、課税基準日(1月1日)に登記のある人に課税されます。

なお、令和3年中に登記まで完了していた場合は、新所有者に課税されます。

固定資産縦覧帳簿の縦覧ができます

固定資産縦覧帳簿の縦覧は、納税者が自分の所有する土地・家屋の評価額を、縦覧帳簿に記載されている他の土地・家屋と比較できる制度です。

なお、固定資産税の課税明細は、5月に発送する納税通知書と課税明細書で確認できます。

縦覧期間 5月31日(火)まで(土・日・祝日を除く)
8時30分～17時15分

縦覧場所 税務課資産税係または各支所市民生活係
縦覧できる人

必要なもの マイナンバーカードなどの本人確認書類
問い合わせ 税務課資産税係(☎0824-73-1144)
または各支所市民生活係

①固定資産税(土地・家屋)の納税者本人
またはその同居の家族

②納税者の同意書または委任状を持参した人

③納税管理人

④法人の場合は、代表者またはその委任を受けた人

⑤法定代理人